

公益財団法人世田谷区保健センター統括課長 課長補佐及び主任の職の指定等に関する規則

平成 3 年 3 月 30 日
財世保規則第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 課長 公益財団法人世田谷区保健センター組織規程(昭和 52 年 1 月財世保規程第 2 号。以下「組織規程」という。)第 3 条第 1 項に規定する課長の職をいう。
- (2) 係長 公益財団法人世田谷区保健センター組織規則(平成 24 年 3 月公財世保規則第 9 号。以下、「組織規則」という。)第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定する係長、担当係長、副係長及び主査の職をいう。

(統括課長の職の指定)

第 3 条 理事長は、別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な事務をつかさどる課長の職を統括課長の職として指定することができる。

(課長補佐の職の指定)

第 4 条 理事長は、別に定める基準に基づき、係間の調整を行うなど、特に重要かつ困難な職務に従事する係長の職を課長補佐の職として指定することができる。

(主任の職の指定)

第 5 条 理事長は、特に高度な知識又は経験を必要とする職務に従事する係員の職を主任の職として指定することができる。

(統括課長等の任免)

第 6 条 統括課長、課長補佐及び主任の任免は、理事長が行う。

(委 任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に公益財団法人世田谷区保健センター職員の昇任選考に関する規則(平成元年 11 月財世保規則第 4 号)の規定により昇格任用されている者は、この規則の規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成 4 年 7 月 15 日規則第 4 号）

この規則は、平成 4 年 7 月 15 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 1 月 29 日規則第 4 号）

この規則は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規則第 9 号）

この規則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 3 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 28 日規則第 3 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 27 日規程第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。